

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月27日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第32号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年千葉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「12,600円」を「12,800円」に、「11,100円」を「11,300円」に、「10,600円」を「10,800円」に、「10,700円」を「10,900円」に、「9,500円」を「9,600円」に、「8,800円」を「8,900円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。